

広島県告示第四百四十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和五年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
福田地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

福山市		市・区	
芦田町		町	
福田		大字	
才町		字	
四九三番	四九〇番	七〇六一番一 号	七〇六二番一 号
標柱七号	標柱六号	標柱三号、四号及び五号	
		標柱二号	標柱一号
		敷 四九三番地先市道	
		標柱番号	